

10月15日 部長会議資料

議題・課題等提案

保健福祉部 子ども未来局

## 目 次

- I. 学童保育所の現状について . . . . . 1
- II. 医療的ケア児について . . . . . 5

# I. 学童保育所の現状について

## ～就学後の居場所づくり～

### 1. 現 状

#### (1) 学童保育所を取り巻く現状

昨今の女性の社会進出とともに、共働き家庭の増加や家庭環境の多様化など社会構造が大きく変化する中、就学後も保育を必要とする子育て家庭が急増しています。

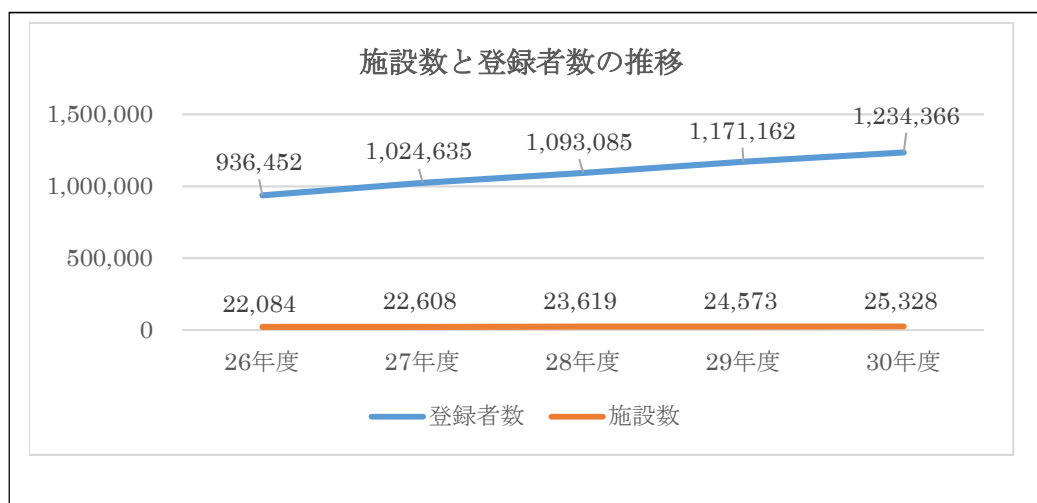
そうした中、子どもが保育園から小学校に上がる際、保護者が就労形態を変えざるを得ない状況に直面する「小1の壁」が課題となります。

厚生労働省の統計によると、待機児童は、全国で **17,279人** となっています。

現在、国においても「新・放課後子ども総合プラン」を発表し、**2021年度末までに25万人分**を整備し、待機児童をゼロにするるとともに、その後の女性就業率も踏まえ、**2023年度末までに、さらに30万人分**を整備するとしています。

こうした背景には、女性の就業率に加えて、学童保育所の対象が「おおむね10歳未満」から「小学生すべて」に拡大されたことも影響していると考えられます。

#### 《全国の学童保育所登録者数》



## (2) 市内の学童保育所の状況

市内の学童保育は31年4月現在、30か所で、入所児童数は、1,022人となっており、昨年より190人増加しています。

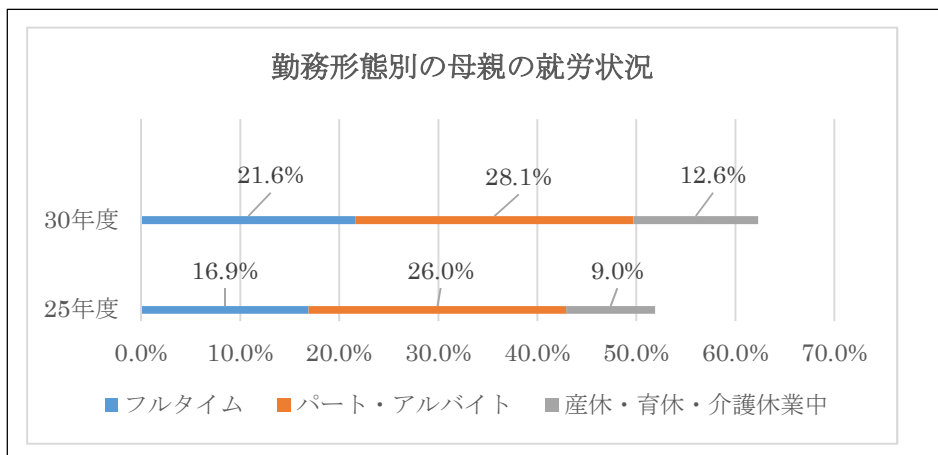
このような児童数の増加に伴い、学童保育所設置数も年々増えています。

また、運営主体は、保護者会、個人、社会福祉法人、地区社協など多岐に渡っており、公設民営が12か所、民設民営が18か所となっています。

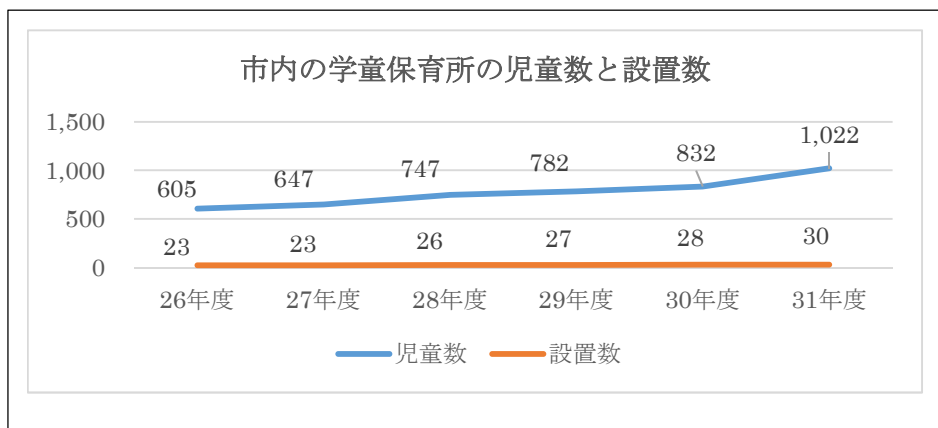
公設のうち、旧幼稚園舎も含めて、小学校敷地内にある学童保育所は、5か所で、10月には、日進の旧幼稚園舎での学童保育所も開始致します。

学年の内訳では、小学1年生から小学3年生までが全体の3/4を占めており、低学年の需要が多いところです。

### ①母親の就労状況の推移（ニーズ調査結果）



### ②児童数と設置数の推移



## 2. 課 題

### (1) 地域別の量の見込みに対する受入れ枠の確保

現在、桑名市子ども子育て支援事業計画において、学童保育所の量の見込みを策定しているが、当初の見込みよりも需要は増加しており、今後、地域別の需要と供給のバランスを踏まえ、計画的に受入れ枠の確保を図っていく必要があります。

設置場所においては、新たに賃借料補助をするのではなく、公共施設マネジメントの観点からも、既存の公共施設を有効的に活用していくことが重要であり、整備を進めるにあっては、他部署と財政面・運用面などを含めた協議・連携が必要となっています。

### (2) 長期休暇中の子どもの居場所

パートで就労している保護者は、通常は学童保育所を利用していないが、夏休みなど長期休暇中になると子どもの預け先に困り、就労先のシフト変更などを余儀なくされるなど、夏休みの居場所づくりが重要となっています。

現在、市の単独事業として、夏休みの学童保育所を開設していますが、年々、需要は高まっており、今年度も**昨年度より 84 名**増加しています。

そうした中、居場所づくりとともに、支援員不足も課題となっており、県に対しても財政面や支援員確保に向けた支援を要望している。

### (3) 支援員不足の解消

現在、概ね 40 人に対して、支援員 2 人以上（1 人は保育士や教員など有資格者）が必要となっているが、運営主体が保護者会など脆弱な面もあるため、支援員確保に苦慮している現状があります。

その背景には、学童保育所が短時間勤務であることから年収が低く、また、継続性や安定面からも支援員が女性に偏ったり、若い支援員が少なく、高齢化なども原因であると考えています。

市では、定期的に支援員をホームページで募集するとともに、夏休みなど長期期間中の支援員不足を解消するため、大学に学生ボランティアなどの登録依頼を行っています。

また、発達障害など加配が必要な児童も増えており、学童保育所では複数学年が混在していることから目を離すことが出来ないなど、支援員 1 人ひとりの負担も大きくなっています。

### 3. 今後の方針

就学後も保護者の方が、安心して子どもを預けて働くことが出来るまちづくりを実現して行くため、昨年、ニーズ調査を行った結果をもとに、第2期の桑名市子ども・子育て支援事業計画の中で、各地区ごとに、「教育・保育の量の見込みと確保数」の数値化を図り、その結果を分析して必要な受入れ枠の確保を図っていきます。

また、学童保育所を整備するにあたっては、公共施設マネジメントの観点から、閉園した幼稚園舎や小学校の空き教室を活用した、複合的かつ多機能な整備を視野に事業を進めて行かなければなりません。

前述の利用数の推移からも、学童保育所の需要は急速に伸びており、子ども達が学童保育所で過ごす時間は、年間「1000時間」を超える状況にあります。

子どもの自主性、創造性を育み、支援員だけではなく、様々な世代と交流を行い、地域全体で子ども達を見守り、支える、そのような学童保育所の設置に努めて行く必要があります。

#### (1) 小学校区単位の「量の見込みと確保数」を検討

現在、子ども子育て支援事業計画の中で、中学校ブロックを基に量の見込と確保数を算出していますが、次期計画においては、現在の設置場所、箇所数、規模等を鑑み、**新たに小学校ブロックで検討**し、需要と供給のバランスの取れた受入れ枠の確保を図ります。

なお、小学校区で検討する際には、公共施設マネジメントの観点から、小学校の空き教室などを含め、児童の安全と費用対効果を考慮し、設置場所や整備内容を検討していきます。

#### (2) 長期休暇中の居場所づくりと多世代交流の推進

長期休暇中などは、学童保育所のニーズが急増することから、引き続き、公共施設を活用した一定規模の受入れ枠の確保を図っていきます。

また、事業を行う際には、子どもの自主性、社会性、創造性を高めるために、高齢者との世代間交流を図るなど、多様な人達と関わる環境を子ども達に提供していくことで、市独自の特徴ある夏休みの学童保育所を進めていきます。

#### (3) 支援員確保に向けた民間との連携

学童保育所は、個人や保護者運営もあることから運営の基盤も弱く、支援員の確保にも苦慮している現状があります。

よって、保育フェスタなど様々なイベントの機会を通して、ハローワークと連携するなど、保育士や学童保育所の支援員確保に向けた求人情報の提供を進めるとともに、今後も民間企業や大学と連携を深め、ボランティアを含めた支援員の確保を図っていきます。

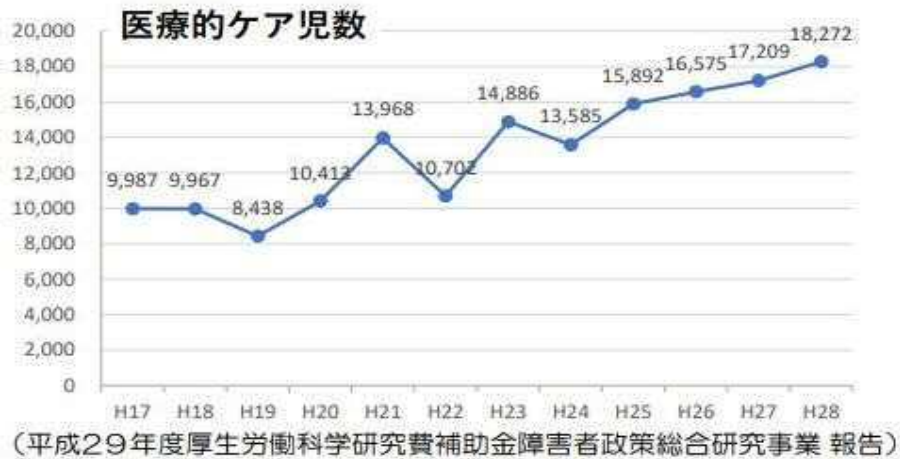
## II. 医療的ケア児への施策・レスパイトについて

### 1. 現 状

#### (1) 医療的ケア児

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のことで、全国的に増加傾向にあります。

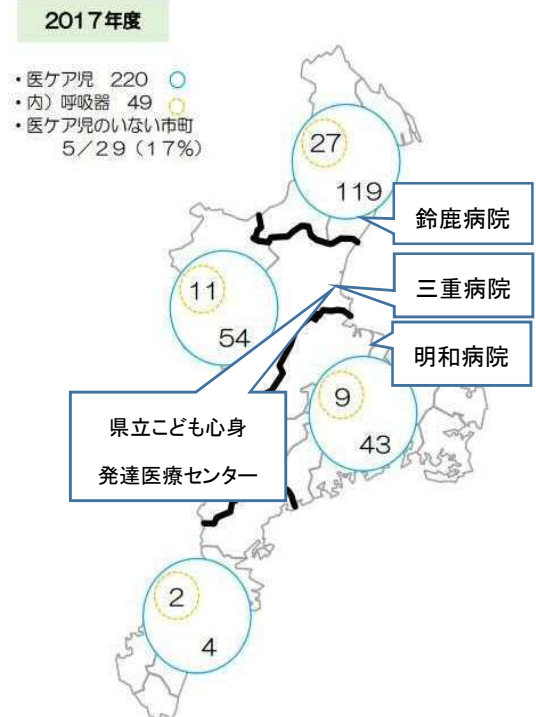
全国の医療的ケア児は約1.8万人（推計）となっています。



三重県 医療的ケア児	2017		2019
	県	北勢圏域	桑名市
総 数	220	119	18
内) 呼吸器	49	27	11
内) 経管栄養	—	—	4
内) 他	—	—	3

県内の医療的ケアを含む重症心身障害児者の短期入所(レスパイト)に対応することが可能な中心的施設は、鈴鹿病院、三重病院、明和病院、県立こども心身発達医療センターの4病院となりますが、鈴鹿、県立こども心身発達での受入れには制限があり、三重病院での受入れをお願いすることになります。

しかしながら、三重病院も枠が少ないうえに、移動による負担も大きく、利用が難しい状況にあります。



## (2) 医療的ケア児を支える体制

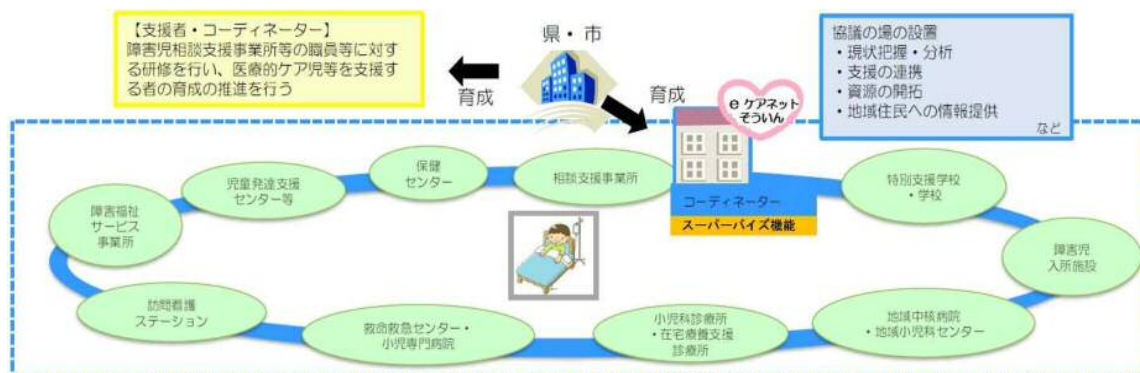
### ① 医療的ケア児が受けることができるサービス一覧

サービス名(制度)	主な対象	サービス名(制度)	主な対象
障害児通所支援	児童発達支援 (障害福祉サービス等)	0歳～5歳の未就学の障害児	相談支援 計画相談支援 (障害福祉サービス等) 障害児相談支援 (障害福祉サービス等)
	医療型児童発達支援 (障害福祉サービス等)	肢体不自由がある医学的管理下での支援が必要な障害児	
	放課後等デイサービス (障害福祉サービス等)	6歳～18歳の就学する障害児	
訪問支援	居宅介護 (障害福祉サービス等)	障害支援区分1以上に相当する支援が必要な障害児	短期入所 (障害福祉サービス等)
	訪問看護(医療保険)	【医療保険】 40歳未満の者、要介護者、要支援者以外	
	訪問診療(医療保険)		
	往診(医療保険)		

平成28年の児童福祉法の改正により、「医療的ケアが必要な障害児（重症心身障害児を含む）がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定しています。

しかしながら、市内の障害児通所支援や短期入所は「福祉型」が中心であり、医療的ニーズの高い重症心身障害児等に対して支援が可能とする事業所は少なく、身近な地域で支援を受けられる状況にはなっていません。

### ② 医療的ケア児の在宅生活を支える体制



平成25年に国の「小児在宅医療連携拠点事業」に三重県が採択され、桑名市がモデル地域に指定され、平成27年5月に、桑名市・いなべ市・東員町・木曾岬町の圏域で、医療的ケア児の生活を地域で支えることを目的に医療・福祉・保健・教育・行政の顔の見える連携ネットワーク「e-ケアネットそういん」が設立されました。

メンバーは医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、ソーシャルワーカー、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等、様々な職種の人々で構成され、医療的ケア児への対応方法や手技、実技の研修会の実施や医療的ケア児の「サービス利用計画書」の作成を指導するスーパーバイズチームを立ち上げています。



また、子育て支援課では、市内の医療的ケア児の情報を「すくすくシート」にて一括管理をしています。また、データは、庁内の保健医療・保育・教育・障害所管と情報共有し、途切れのない支援に取り組んでいます。

## 2. 課題

### (1) 医療的ケア児—家族レスパイト

医療的ケア児は、病院の支援、地域の訪問看護、福祉サービス等の連携により、保護者の愛情を受けて在宅生活を送られていますが、重症であれば、呼吸器の使用やたん吸引、経管栄養など、24時間体制の見守りが必要となります。実際に、医療的ケア児の在宅看護を24時間、365日行うことは過酷です。

在宅の医療的ケア児を看護する家族、特に母親にとって慢性的な寝不足や疲労、命を預かることへの緊張感など身体的精神的に重大な負担となります。医療的ケア児と親が安心して生活するための方策として、家族の看護をともに担う小児在宅医療の連携や短期入所施設などでの受入れ促進、さらには、医療入院による親の一時的な休息（レスパイト）の確保が期待されています。

### (2) 医療的ケア児レスパイト施設の不足

県内の医療的ケアを含む重症心身障害児者の短期入所に対応可能な中心的施設は、鈴鹿病院、三重病院、明和病院、県立こども心身発達医療センターの4病院と限られています。そのため常に満床で、予約が取れない状況にあります。医療的ケア児は、日常的な医療行為や成長発達の違いがあるため、レスパイト利用のためにかかりつけ医を変更するなど事前準備が必要とされ、負担となっています。また、入所施設は、医療的ケア児に対応した医療型短期入所施設は少数です。

人口が多い北勢圏域は、医療的ケア児も多く、潜在的ケアニーズが高い現状にありますが、短期入所などの施設が整っていない状況です。本市においても、対象児の微増と社会参画の促進されることからのサービス利用の増加が見込まれ、早急な整備が求められています。

このようなことから、地域の医療資源に目を向け、病院の空床を活用し、レスパイトとして医療的ケア児の受入れができないか検討することも必要となっています。

## 3. 今後の方針

### (1) 短期入所施設・医療機関との連携について

市内の短期入所施設に、看護師を配置するなど施設機能を強化し、医療的ケア児を受入れる体制の整備を推進していく必要があると考えています。

近隣市においては、事業者向けの設立補助金制度があります。更に、短期入所施設で医療的ケア児の受入れに要する人件費（看護師給与見合い分）を事業費補助として交付しています。

当市においても、短期入所施設での医療的ケア児の受入れ体制の整備について、既存の事業所へ機能転換を促すとともに、機能充実への支援策を検討していく必要があると考えています。

### (2) 医療的ケア児レスパイト入院

北勢圏域には医的ケア児も多い状況にありながら、受け入れ先が限られています。医療的ケア児の受入れは、福祉制度に則り、短期入所（障害福祉サービス費）で対応するのですが、その他の手法も検討していかなければなりません。

現在、既存の地域の医療資源を活用し、医療的ケア児レスパイト入院（医療保険）を制度化できないかを桑名市総合医療センター小児科チームと合同で研究会を立ち上げました。

研究会では、小児科病棟の空床を利用して、医療的ケア児を受入れ家族のレスパイトができないかを研究していますが、医療保険制度と障害児福祉サービス制度の違いなど制度的課題、病床の確保や感染症対策、看護スタッフの確保、運用コストなど、整理すべき課題の整理に取り組んでいます。

医療的ケア児レスパイト入院について研究を重ねていますが、医療と福祉の狭間であり、市単独事業とすることは難しいことから「令和2年度県予算要望」にもあげたところです。今後も県地域医療推進課、地域医療企画班、障がい福祉課と連携し、研究していきます。